

奈良県道路防災情報システム開発委託 落札者決定基準

1 評価方法について

- (1) 受託者は次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とする。

「総合点」は、1600 点満点とし、得点配分については、「技術点」を 1200 点満点、「価格点」を 400 点満点とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合点} \\ \hline \text{(1600 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術点} \\ \hline \text{(1200 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格点} \\ \hline \text{(400 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

- (2) 提案内容の評価（「技術点」）

「技術点」とは、「技術評価基準」に基づいて、提案内容の評価するものである。ただし、提案を求める項目について記述がない場合は、当該項目の評価は「0 点」とする。

- (3) 入札額の評価（「価格点」）

「価格点」とは、後に示す計算式を用いて評価するものである。

- (4) 有効数字について

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下を四捨五入する。

- (5) 「総合点」の最も高い者が 2 人以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託者とする。

イ 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

くじにより受託者を決定するものとする。

この場合において、当該者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該調達事務に全く関係のない本県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 低入札価格調査について

政府調達に関する協定第 13 条の 4 (a) の規定により、低入札価格調査を実施することがある。

2 技術点について

「技術点」は、提案書の内容について、以下の手順で採点を行う。

- (1) 提案書の分類及び配点について

提案書の内容と評価については次のとおり分類し配点する。

提案を求める評価項目		回答様式	配点割合	配点
1	提案概要	提案書	12%	144 点
2	基本要件・工程管理	提案書	18%	216 点
3	機能要件への対応	提案書	40%	480 点
4	非機能要件への対応	提案書	30%	360 点
合計			100%	1200 点

(2) 「技術点」の算出方法

技術点は、以下により提案書から算出する。

提案書の採点は、技術評価基準に示す各評価項目の配点をもとに、次の表に示す採点基準（採点割合）により行う。

段階	評価基準	採点基準 (採点割合)
A	求める水準以上の提案があり、優れた内容である	100%
B	求める水準以上の提案があり、有効な内容である	75%
C	求める水準が満たされている	50%
D	求める水準と一部異なり不足が散見する	25%
E	求める水準の記述がない、不適切な内容である	0%

3 価格点について

入札価格に基づく「価格点」は次のように算出する。

$$\text{価格点} = 200 \times \{1 - (\text{入札金額} \times 1.10) / \text{入札予定価格}\} + 200 \times \{1 - (\text{運用保守金額} \times 1.10) / \text{運用保守予定価格}\}$$

- ※ 稼働後の運用保守業務については、本業務の契約範囲には含まないが、入札時の総合評価の対象とする。そのため、各入札参加者は「(様式1) 運用保守金額見積書」に本仕様書第6章に定める要件に基づく稼働後の運用保守金額の見積提示をすること。
- ※ 実際の運用保守業務の契約については、入札時に提示された「(様式1) 運用保守金額見積書」の金額をベースとして、本構築業務の受注業者と別途随意契約等を締結する予定である。
- ※ 運用保守業務は5年間の長期継続契約を想定している。

4 失格基準について

以下の場合には落札者とししない。

- ア 技術評価基準が1つでも評価がD又はEとなった場合
- イ 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合